

「合併時までに調整する」

として確認された合併協定項目の調整結果について

「両市町の長が別に協議して定める」

市町の現況は、いずれも、各合併協議会において、当該合併協定項目が確認された時点のものである。

## 目 次

1	一般職の職員の身分の取扱い	1
2	事務組織及び機構の取扱い	2～4
3	一部事務組合等の取扱い	5
4	都市提携	
	(1) 国内都市との提携	6
5	広聴広報事業	
	(1) 広報事業(その他)	7
6	コミュニティ施策	
	(1) 庵治町集会場の管理等	8～9
7	高齢者福祉事業	
	(1) 老人介護支援センター事業	10
8	児童福祉事業	
	(1) 放課後児童クラブ関係事業	11
	(2) 公立児童館事業	12
9	その他の福祉事業	
	(1) 災害援護関係	13
	(2) 社会福祉協議会運営補助等事業	14
10	保健衛生事業	
	(1) 保健センター施設・機能	15～16
	(2) 健康診査・がん検診	17～18
11	病院事業	
	(1) 管理運営等の概要	19
12	環境対策事業	
	(1) ごみ処理事業(手数料)	20
	(2) 公衆便所管理	21
13	商工・観光関係事業	
	(1) 観光イベント振興事業	22
	(2) 観光協会等の育成	23
	(3) 観光施設運営等事業	24

1 4	建設関係事業	
	(1) 都市公園等	2 5
1 5	交通関係事業	
	(1) 自転車等駐車場管理	2 6
1 6	上水道事業	
	(1) 受付・収納	2 7
1 7	下水道事業	
	(1) 排水設備設置助成	2 8
1 8	消防防災関係事業	
	(1) 防災団体等	2 9
	(2) 防災行政無線	3 0
1 9	学校教育事業	
	(1) 学校給食	3 1
2 0	社会教育事業	
	(1) 公民館	3 2
2 1	文化振興事業	
	(1) 文化祭開催事業	3 3
	(2) 文化芸術活動推進事業	3 4
	(3) 文化団体の育成・支援事業	3 5
	(4) 図書館事業	3 6
2 2	その他の事業(女性政策)	
	(1) 女性センター管理・運営事業	3 7 ~ 3 8
2 3	その他の事業(塩江町老人福祉センター)	
	(1) 塩江町老人福祉センター	3 9
2 4	その他の事業(青少年健全育成事業)	
	(1) 青少年健全育成事業	4 0
2 5	その他の事業(市・町民葬儀)	
	(1) 市・町民葬儀	4 1
	(2) 葬斎場	4 2
2 6	附属機関等の取扱い	4 3 ~ 4 4

					部会名	総務								
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会									
協定項目番号	10	10	10	10	10									
協定項目	一般職の職員の身分の取扱い	一般職の職員の身分の取扱い	一般職の職員の身分の取扱い	一般職の職員の身分の取扱い	一般職の職員の身分の取扱い									
分類	職員数等	職員数等	職員数等	職員数等	職員数等									
調整案	<p>町の定数内の職員については、すべて高松市の職員として引き継ぐ。            職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとし、その細目については、両市町の長が別に協議して定める。</p> <p>注) は、合併関係町の名称。</p>													
調整結果	<p>合併関係町定数内職員の格付けについては、次のとおりとする。</p> <p>1 合併関係町の定数内職員が合併により高松市職員となった場合の「補職」の取扱いについては、基本的に2段階下げるものとし、課長級職員は係長級に、課長補佐級職員は主任主事に、係長級職員は主任主事に、主任主事は主任主事または主事に、主事は主事に格付けするが、本市の制度に則り、合併関係町の現在の課長級職員は平成18年度に実施される課長補佐級昇任試験に、また、課長補佐級職員は同係長級昇任試験を受験できるものとし、その際、その職責を担える資質を備える者は、昇任が可能となるよう配慮する。</p> <p>2 上記職員の級号給の格付けについては、給料表は高松市給料表に統一し、合併関係町職員が当初から高松市で採用されたものとみなして、高松市の昇格基準表にあわせて、給料月額を再計算する。ただし、現給保障を基本とし、再計算額と現給との間に差が生じる場合には調整する。再計算後の給料月額が現給と異なる場合の調整は、下記のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">再計算後</th> <th style="width: 70%;">調 整</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再計算後給料 &gt; 現給</td> <td>1 現給を特別昇給により調整する。 2 調整の上限は、各町ごとに算出した全職員の再計算後給料と現給との平均格差（号給差）のそれぞれ半分程度までとし、年1回1号給の特別昇給を行う。</td> </tr> <tr> <td>再計算後給料 &lt; 現給</td> <td>1 現給を昇給延伸により調整する。 2 合併前の給料を保障しながら、再計算後給料が現給に達するまで昇給延伸を行う。 3 再計算後給料が現給に追いついた時点で通常の昇給に戻す。なお、延伸の上限は設けないものとする。</td> </tr> <tr> <td>再計算後給料 = 現給</td> <td>調整なし。</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、医師については、高松市の医師の初任給及び医師の昇格基準表等により決定するものとする。</p>						再計算後	調 整	再計算後給料 > 現給	1 現給を特別昇給により調整する。 2 調整の上限は、各町ごとに算出した全職員の再計算後給料と現給との平均格差（号給差）のそれぞれ半分程度までとし、年1回1号給の特別昇給を行う。	再計算後給料 < 現給	1 現給を昇給延伸により調整する。 2 合併前の給料を保障しながら、再計算後給料が現給に達するまで昇給延伸を行う。 3 再計算後給料が現給に追いついた時点で通常の昇給に戻す。なお、延伸の上限は設けないものとする。	再計算後給料 = 現給	調整なし。
再計算後	調 整													
再計算後給料 > 現給	1 現給を特別昇給により調整する。 2 調整の上限は、各町ごとに算出した全職員の再計算後給料と現給との平均格差（号給差）のそれぞれ半分程度までとし、年1回1号給の特別昇給を行う。													
再計算後給料 < 現給	1 現給を昇給延伸により調整する。 2 合併前の給料を保障しながら、再計算後給料が現給に達するまで昇給延伸を行う。 3 再計算後給料が現給に追いついた時点で通常の昇給に戻す。なお、延伸の上限は設けないものとする。													
再計算後給料 = 現給	調整なし。													
備 考														

				部会名	企画財政
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	13	13	13	13	13
協定項目	事務組織及び機構の取扱い	事務組織及び機構の取扱い	事務組織及び機構の取扱い	事務組織及び機構の取扱い	事務組織及び機構の取扱い
分類	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
調整案	<p>現在の 町役場については、 町の区域を所管区域とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する支所とする。  〔現在の塩江支所及び上西支所については、新しい塩江支所の内部組織としての連絡事務所とする。〕  〔新しい 支所〔及び連絡事務所〕における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、 町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時まで調整する。〕  住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理する。  これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行う。</p> <p>注) は、合併関係町の名称。〔 〕は、塩江町のための該当表現。</p>				
調整結果	<p>支所の所掌事務及び関連事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>支所事務 <ol style="list-style-type: none"> <li>基本事務 高松市の現支所で取り扱っている事務は、町支所においても取り扱う。また、現支所の担っている機能や役割を持たせる。</li> <li>合併協議事務 合併協議において、新たに発生する事務及び合併後も継続する事務のうち、町支所において処理することが適当と認められる事務は、支所事務とする。塩江町連絡事務所については、従来の機能を維持する。</li> <li>激変緩和等事務 町事務の実施経緯や地域特性等を踏まえ、住民生活に支障が生じると認められる事務及び窓口受付事務については、当面、支所の事務とする。</li> <li>本課分室等による事務 支所所管の事務とはしないが、全市的な業務体制の一体性や均衡、指揮命令の統一性等を確保する観点から、本庁の本課分室または本課付き職員を支所等に設置または配置することにより対応することが望ましい事務(以下「本課分室等事務」という。)については、激変緩和等の措置として、支所等を業務場所とする。</li> </ol> </li> <li>支所長の権限等 支所長の権限等については、おおむね次に掲げる内容とする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>支所職員及び支所事務の指揮監督権。塩江支所長においては、連絡事務所職員の指揮監督を含む。</li> <li>施設管理権 激変緩和の観点等から、次についても、当面、支所の事務とする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>支所庁舎の管理</li> <li>支所隣接等施設の管理(貸館許可等を含む。)</li> <li>道路、農林施設等の応急的な対応等(施設は本課所管)</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>				

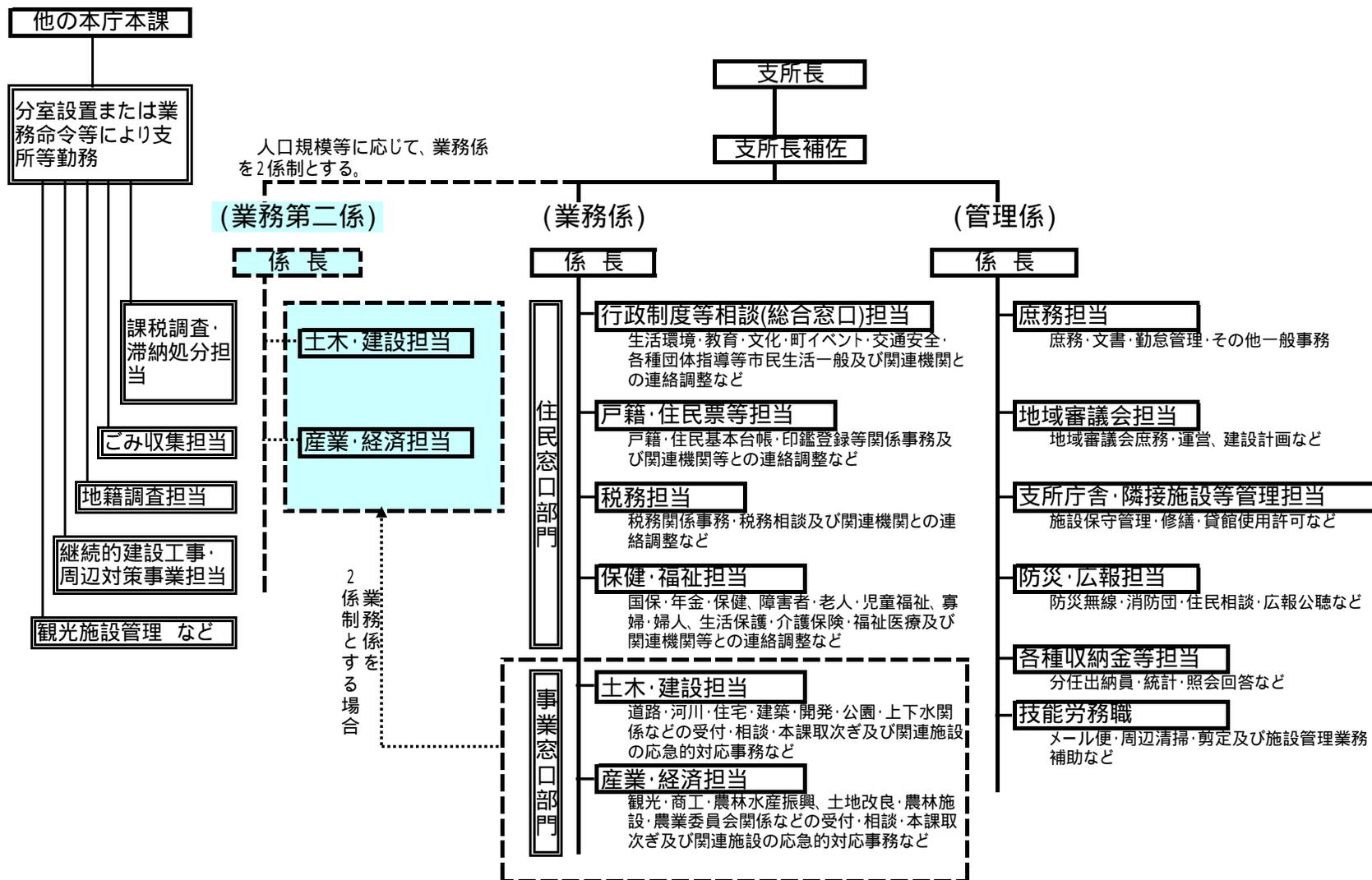
調整結果	<p>(3) 予算執行権(専決権等) 支所の経常的経費は本庁管轄課で、また、支所管内の道路補修等の経費については、市域全体の優先度等を考慮し、予算の範囲内で対応する必要があるので、本庁の各担当課で集中管理することとする。 なお、支所窓口における現金支払や各種収納金の収入については、資金前渡及び出納員制度により対応する。その他の事務権限については、町事務の実施経緯や地域特性等を踏まえて、住民生活に支障が生じると認められる事務及び窓口受付事務は、原則として、支所事務とすることとし、当該事務のうち、即時交付等が必要な事務については、必要な限度において支所長に専決権限を付与することとする。</p> <p>(4) 支所長の権限については、必要に応じ、内部委任等を考慮する。</p> <p>3 支所組織等 支所の組織等については、おおむね別図のとおりとする。</p> <p>4 支所職員数 支所勤務となる職員数は、次の基準により配属する。 (1) 基本事務、合併協議事務及び激変対応等事務を円滑に、かつ効率的に遂行するための職員配置を基本とする。 (2) 各町の地域特性等を考慮する。 (3) 標準的な配置ポストに対して、人口規模等のほか、合併協議事務及び激変対応等事務の想定事務量を考慮して、今後、実際の配置人員数を決定する。 (4) 合併直後の一定期間については、特例的に上乘せの人員配置を行う。特例期間は、合併の日から平成18年3月31日までとする。 (5) 本課分室等事務の執行に当たり、最低限必要と認められる人員を、当面、支所等に常駐させる。 (6) 以上の対応により、合併時においては、現在の町役場本庁に配属されている人員(管理部門等を除く)の7割程度に近い職員の配置を考慮する。 (注：町事務の実情等により、各町一律の割合とはならない。)</p> <p>5 激変対応措置等の段階的見直し (1) 上記1～4については、業務実態等に応じた効果的・効率的な事務執行体制とするため、平成21年度までの各年度において段階的に見直しを行う。 (2) 前項の段階的見直しは、全市的な支所・出張所のあり方の見直し検討と関連付けながら、均衡に留意して行うものとする。 (3) 支所・出張所の統廃合を含めた、地域行政組織のあり方は、中長期的な検討課題である。</p> <p>6 その他 (1) 住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁部門と重複する管理部門等の事務(企画総務、出納室、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会などの行政委員会)は、合併時に本庁部署に統合する。 (2) 公の施設などの出先施設(病院、保育所、保健福祉総合施設、学校施設など)については、必要な見直しは行うが、基本的には現行どおりとする。</p>
備考	

## 支所の組織(参考)

別図

- この組織図では標準的なポストを示す。事務量等に応じて職員を兼務させ、または複数の職員を配置する。
- 支所職員の適宜のポストについては、円滑な事務執行のため、本庁の各担当課併任を考慮する。

補職名・係名等は仮称である。



					部会名	総務・企画財政・市民・消防
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	
協定項目番号	16	16	16	16	16	
協定項目	一部事務組合等の取扱い	一部事務組合等の取扱い	一部事務組合等の取扱い	一部事務組合等の取扱い	一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	一部事務組合等の状況	一部事務組合等の状況	一部事務組合等の状況	一部事務組合等の状況	
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照					
各町の現況	資料2「市町の現況」参照					
調整案	<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入するものとする。</p> <p>塩江町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行うものとする。</p> <p>塩江町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合するものとする。</p>					
対応策	<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入するものとする。</p> <p>塩江町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行うものとする。</p> <p>塩江町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合するものとする。</p>					
調整結果	<p>讃岐地区広域消防組合については、合併の日の前日をもって脱退し、同組合が共同処理している塩江町地域の常備消防業務については、両市町の合併の日に高松市から同組合へ委託する。</p> <p>香川南部葬斎場組合については、合併の日の前日をもって脱退する。</p> <p>なお、旧塩江町区域の住民は、管内住民として、引き続き、葬斎場「やすらぎ苑」を利用できるものとする。</p> <p>木田香川地区町村税滞納整理組合及び香川県市町総合事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、高松市において、当該事務を行う。</p>					
備考						

	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	部会名	総務・産業・教育
協定項目番号	24 - 1	24 - 1	24 - 1	該当なし		該当なし
協定項目	都市提携	都市提携	都市提携	該当なし		該当なし
分類	国内都市との提携	国内都市との提携	国内都市との提携	該当なし		該当なし
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照					
各町の現況	資料2「市町の現況」参照					
調整案	高松市の都市提携については、継続する。 塩江町の都市提携・交流については、交流先の意思等を尊重し、合併時までに、地域間交流等のあり方を含め、調整するものとする。					
対応策	高松市の都市提携については継続する。 塩江町が都市提携を行っている枚方市については、提携先の意向等を確認し、今後のあり方を協議する。 塩江町が枚方市および別海町と実施している小中学生の相互訪問については、学校間（地域間）の交流事業としての継続も検討する。					
調整結果	塩江町が、枚方市等と共同で開催している物産展については、地域間交流に移行するものとし、関係団体を母体とする交流事業実施団体に対し、事業に要する経費の一部補助を行う。 塩江町が枚方市及び別海町と実施している小中学生の相互訪問については、合併時に廃止する。					
備考						

	部会名				総務
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24-3	24-3	24-3	24-2	24-2
協定項目	広聴広報事業	広聴広報事業	広聴広報事業	広聴広報事業	広聴広報事業
分類	該当なし	広報事業(その他)	広報事業(その他)	広報事業(その他)	広報事業(その他)
高松市の現況	該当なし。				
各町の現況			【防災行政無線による一般広報】 ・火災発生、たずね人などの緊急情報を戸別受信機等から放送している。 ・1日3回の定時放送(6時50分、12時30分、18時50分)に町行事の案内や各種団体のお知らせ等を戸別受信機等から放送している。	【防災行政無線を利用した一般広報】 ・火災発生、尋ね人などの情報を屋外及び戸別スピーカーから放送している。 ・町行事の案内や各種団体のお知らせ等を戸別スピーカーから放送している。	【防災行政無線を利用した一般広報】 火災発生、たずね人などの情報を屋外及び戸別スピーカーから放送している。
調整案			高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>防災行政無線による一般広報の取扱いについては、合併時まで調整するものとする。</u>	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時まで調整するものとする。</u>	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時まで調整するものとする。</u>
対応策			高松市の制度に統一する。 国分寺町の特色ある独自情報を含め、ホームページ等に掲載するものとする。 <u>防災行政無線による一般広報の取扱いについては、合併時まで調整するものとする。</u>	高松市の制度に統一する。 香南町の特色ある独自情報を含め、ホームページ等に掲載するものとする。 <u>防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時まで調整するものとする。</u>	高松市の制度に統一する。 庵治町の特色ある独自情報を含め、ホームページ等に掲載するものとする。 <u>防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時まで調整するものとする。</u>
調整結果			国分寺町の防災行政無線を利用した一般広報については、当分の間、継続するものとする。	香南町の防災行政無線を利用した一般広報については、当分の間、継続するものとする。	庵治町の防災行政無線を利用した一般広報については、当分の間、継続するものとする。
備考					

					部会名	市 民
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	
協定項目番号	24-5	24-5	24-5	24-4	24-4	
協定項目	コミュニティ施策	コミュニティ施策	コミュニティ施策	コミュニティ施策	コミュニティ施策	
分類	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	庵治町集会所の管理等	
高松市の現況	該当なし。					
各町の現況					(設置目的) やすらぎ会館については、町民の自主的なコミュニティ活動を推進し、その健全な発展を図るため、町民の需要に応じた機能を有する多目的総合施設として整備している。町有施設4箇所のうち、深間集会所、高尻集会所、原の内集会所の3施設については、施行するにあたり、周辺整備事業として設置している。 (施設の概要) 1 やすらぎ会館 2 庵治町深間集会所 3 庵治町高尻集会所 4 庵治町原の内集会所 (管理運営等) 管理運営については、条例・規則に基づき、実施している。 ・直営管理 4 箇所	
調整案					庵治町集会所は、高松市に引き継ぐ。	
対応策					庵治町集会所は、高松市に引き継ぐ。 施設の管理運営等については、現行の管理体制を基本に、合併時まで調整するものとする。	
調整結果					庵治町の高尻集会所及び原の内集会所については、地域の管理施設とし、やすらぎ会館及び深間集会所の管理運営については、地域コミュニティ組織の構築等により、指定管理者制度の導入環境が整備できるまでの間、直営とし、使用料等については、別紙のとおり定める。	
備 考						

(別紙) 庵治町集会所の使用料等

事 項	現 行	調 整 結 果
使用料	<p>やすらぎ会館、深間集会所【一律】</p> <p>集会室 昼間 700円 / 夜間 800円            昼夜 1,200円</p> <p>談話室 昼間 300円 / 夜間 300円            昼夜 400円</p> <p>全 室 昼間 1,000円 / 夜間 1,200円            昼夜 1,700円</p> <p>やすらぎ会館カラオケ装置 600円/時間</p> <p>減免措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会の自治活動を行う場合</li> <li>・製造工場関係者が自治会と協同して自治活動を行う場合</li> <li>・満65歳以上の者が使用する場合</li> <li>・その他町長が認める場合</li> </ul> <p>空気調整装置 200円/時間の加算            やすらぎ会館屋外用テント 500円/回</p>	<p>やすらぎ会館</p> <p>多目的ホール(84㎡)            9:00-13:00 700円 / 13:00-17:00 700円            17:00-22:00 1,050円</p> <p>集会室(21㎡)            9:00-13:00 320円 / 13:00-17:00 320円            17:00-22:00 480円</p> <p>音響機器使用 600円/時間            屋外用テント使用 3,000円/回</p> <p>深間集会所</p> <p>集会室(144㎡)            9:00-13:00 820円 / 13:00-17:00 820円            17:00-22:00 1,230円</p> <p>和室(8畳)            9:00-13:00 200円 / 13:00-17:00 200円            17:00-22:00 300円</p> <p>和室(6畳)            9:00-13:00 150円 / 13:00-17:00 150円            17:00-22:00 220円</p> <p>減免措置</p> <p>国もしくは地方公共団体の使用、市長が特別の理由があると認める場合            冷暖房使用料は室料の1/2の額            営利目的、入場料徴収のときは3倍            使用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げ</p>
使用時間	8:30 - 22:00 (昼間は、18:00まで)	9:00 - 22:00 ただし、市長が特に必要があると認めるときは、変更することができる。
休業日	なし	・国民の祝日 ・12月29日から翌年の1月3日 ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休業日の変更、または臨時の休業日を設けることができる。

					部会名	健康福祉
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	
協定項目番号	24-7	24-7	24-7	24-6	24-6	
協定項目	高齢者福祉事業	高齢者福祉事業	高齢者福祉事業	高齢者福祉事業	高齢者福祉事業	
分類	老人介護支援センター事業	老人介護支援センター事業	老人介護支援センター事業	老人介護支援センター事業	老人介護支援センター事業	
高松市の現況	<p>地域型支援センター            事業内容 要介護高齢者の実態把握、在宅介護に関する相談、保健福祉サービスの情報提供など            運営方法 社会福祉法人、医療法人、社会福祉協議会などへ委託            センター数 17箇所（特別養護老人ホーム、老人保健施設に併設）            〔職員配置・配置基準〕            1施設につき常勤1人以上（ソーシャルワーカー、保健師、看護師、介護福祉士、ケアマネジャー）            他の業務との兼務可</p>					
各町の現況	<p>地域型支援センター            事業内容 高松市と同じ。            運営方法 塩江町が直営            センター数 1箇所（塩江町総合保健福祉施設に設置）            〔職員配置〕            看護師2人(ケアマネジャー)-町職員            看護師1人(ケアマネジャー)-社協出向職員            居宅介護支援事業所(町直営)を兼務</p>					
調整案	高松市の制度に統一する。					
対応策	<p>高松市の制度に統一する。            ただし、<u>地域型支援センターの委託化に伴い、塩江町地域の住民サービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。</u></p>					
調整結果	地域型支援センターの委託先に市職員1名を派遣する。					
備考						

					部会名	健康福祉・教育
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	
協定項目番号	24-9	24-9	24-9	24-8	24-8	
協定項目	児童福祉事業	児童福祉事業	児童福祉事業	児童福祉事業	児童福祉事業	
分類	該当なし	放課後児童クラブ関係事業	放課後児童クラブ関係事業	放課後児童クラブ関係事業	該当なし	
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照					
各町の現況		資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照		
調整案		<p>香川町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。</p> <p>ただし、香川町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時までに調整するものとする。</p> <p>利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>	<p>国分寺町の放課後児童クラブについては、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。</p> <p>ただし、国分寺町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時までに調整するものとする。</p> <p>利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>	<p>香南町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。</p> <p>ただし、香南町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時までに調整するものとする。</p> <p>利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>		
対応策		<p>香川町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。</p> <p>香川町の放課後児童クラブの運営方法については、委託化することとし、委託時期については、合併時までに調整するものとする。</p> <p>利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>	<p>国分寺町の放課後児童クラブについては、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。</p> <p>国分寺町の放課後児童クラブの運営方法については、委託化することとし、委託時期については、合併時までに調整するものとする。</p> <p>利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>	<p>香南町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。</p> <p>ただし、香南町の放課後児童クラブの運営方法については、委託化することとし、委託時期については、合併時までに調整するものとする。</p> <p>利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>		
調整結果		<p>香川町の放課後児童クラブの運営方法については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降については、適切な事業運営ができるよう地元関係団体等との連携・協議を図りながら、高松市と同様の委託化に移行するものとする。</p>	<p>国分寺町の放課後児童クラブの運営方法については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降については、適切な事業運営ができるよう地元関係団体等との連携・協議を図りながら、高松市と同様の委託化に移行するものとする。</p>	<p>香南町の放課後児童クラブの運営方法については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降については、適切な事業運営ができるよう地元関係団体等との連携・協議を図りながら、高松市と同様の委託化に移行するものとする。</p>		
備考						

					部会名	健康福祉
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	
協定項目番号	24-9	24-9	24-9	24-8	24-8	
協定項目	児童福祉事業	児童福祉事業	児童福祉事業	児童福祉事業	児童福祉事業	
分類	該当なし	公立児童館事業	公立児童館事業	公立児童館事業	該当なし	
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照					
各町の現況		資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照		
調整案		香川町の公立児童館は、高松市の公立児童館として引き継ぐ。	国分寺町の公立児童館については、高松市の公立児童館として引き継ぐ。	香南町のししまる館は、高松市の公立児童館として引き継ぐ。		
対応策		香川町の公立児童館は、高松市の公立児童館として引き継ぐ。 なお、運営方法については、合併時までに調整するものとする。	国分寺町の公立児童館については、高松市の公立児童館として引き継ぐ。 なお、運営方法等については、合併時までに調整するものとする。	香南町の公立児童館は、高松市の公立児童館として引き継ぐ。 なお、運営方法については、合併時までに調整するものとする。		
調整結果		香川町の公立児童館の運営方法については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降については、児童厚生施設としてサービスの低下を来さないよう地元関係団体等との連携・協議を図りながら、指定管理者制度の導入等も含め検討するものとする。	国分寺町の公立児童館の運営方法については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降については、児童厚生施設としてサービスの低下を来さないよう地元関係団体等との連携・協議を図りながら、指定管理者制度の導入等も含め検討するものとする。	香南町の公立児童館の運営方法については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降については、児童厚生施設としてサービスの低下を来さないよう地元関係団体等との連携・協議を図りながら、指定管理者制度の導入等も含め検討するものとする。		
備考						

				部会名	健康福祉
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24-10	24-10	24-10	24-9	24-9
協定項目	その他の福祉事業	その他の福祉事業	その他の福祉事業	その他の福祉事業	その他の福祉事業
分類	災害援護関係	災害援護関係	災害援護関係	災害援護関係	災害援護関係
高松市の現況	災害時緊急物資備蓄事業 (内容) 大規模災害発生時に、被災者及び避難者に対し、物資の流通が回復するまでの初期対応として緊急物資を備蓄する。 (備蓄状況) 備蓄数量 想定被災者数7,000人 備蓄期間 平成15～19年度 備蓄物資 毛布、タオル、おむつ、アルファ米、レトルト食品、飲料水、食器セットなど 備蓄場所 小学校体育館16箇所、保健所、保健センター				
各町の現況	該当なし。				
調整案	高松市の制度に統一する。				
対応策	高松市の制度に統一する。 なお、災害時緊急物資については、 <u>塩江町地域の耐震施設に備蓄することとし、備蓄場所については、合併時まで調整する。</u>				
調整結果	塩江町地域における災害時緊急物資については、地域性及び災害時の利便性等を考慮し、当分の間、耐震施設ではないが、合併後の塩江支所に備蓄するものとする。				
備考					

				部会名	健康福祉
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24-10	24-10	24-10	24-9	24-9
協定項目	その他の福祉事業	その他の福祉事業	その他の福祉事業	その他の福祉事業	その他の福祉事業
分類	社会福祉協議会運営補助等事業	社会福祉協議会運営補助等事業	社会福祉協議会運営補助等事業	社会福祉協議会運営補助等事業	社会福祉協議会運営補助等事業
高松市の現況	<p>・補助対象団体            名称 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会            組織 会長1人、副会長3人、理事15人(会長、副会長を含む)、評議員40人            事務局 事務局長、事務局次長、事業課、総務課、在宅サービス課            活動内容            ・介護保険事業            ・市委託事業            ・社協自主事業(生活福祉資金貸付、たすけ合い金庫、在宅福祉サービス事業、車椅子貸与事業、地域福祉権利擁護事業、ふれあいのまちづくり事業等)</p>				
各町の現況	<p>・補助対象団体            名称 社会福祉法人 塩江町社会福祉協議会            組織 会長1人、副会長1人、理事10人(会長、副会長を含む)、評議員30人            事務局 事務局長、職員(各1人)、介護保険事業職員(ケアマネージャー1人、ヘルパー6人)            活動内容            ・介護保険事業            ・市委託事業            ・社協自主事業(生活福祉資金貸付、友愛訪問、満1歳児誕生祝 等)</p>				
調整案	<p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、塩江町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。</p>				
対応策	<p>社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、塩江町地域におけるサービス低下を招かないよう、両市町社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時までに調整するものとする。</p>				
調整結果	<p>両市町社会福祉協議会が締結した合併契約書に基づき、合併後の高松市社会福祉協議会の運営に必要な補助を行うこととする。</p>				
備考					

					部会名	健康福祉	
高松市・塩江町合併協議会		高松市・香川町合併協議会		高松市・園分寺町合併協議会		高松市・香南町合併協議会	
高松市・塩江町合併協議会		高松市・香川町合併協議会		高松市・園分寺町合併協議会		高松市・香南町合併協議会	
協定項目番号	24-11	24-11	24-11	24-10	24-10		24-10
協定項目	保健衛生事業		保健衛生事業		保健衛生事業		保健衛生事業
分類	保健センター施設・機能		保健センター施設・機能		保健センター施設・機能		保健センター施設・機能
高松市の現況	<p>施設の概要            名称 高松市保健センター 所在地等 高松市桜町一丁目9番12号 開設日 平成6年7月1日            設置の経緯等            (経緯) 市民の保健ニーズの増大・多様化に対応し、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた保健事業を総合的に行う拠点施設として整備            (位置付け) 市町村保健センター            機能 保健センター機能 &lt;施設における主な実施事業&gt; 母子健康手帳交付、乳児相談、1歳6か月児・3歳児健康診査、健康教室、健康相談、歯科保健など</p>						
各町の現況					<p>施設の概要            名称 庵治町保健福祉センター            所在地 庵治町978番地            開設日 平成10年7月1日            設置の経緯等            (経緯) 町民の保健・福祉ニーズの増大・多様化に対応し、健康・福祉増進のための拠点施設として整備保健事業を総合的に行うとともに、町民のいこいの場、心身ともにくつろげる場等として整備            (位置付け) 市町村保健センター            機能 保健センター機能            &lt;施設における主な実施事業&gt; 高松市と同じ。            併設機能 公衆浴場、健康増進器機室</p>		
調整案					<p>庵治町保健福祉センターについては、高松市に引き継ぐものとする。            ただし、併設機能の管理運営等については、合併時までに調整するものとする。</p>		
対応策					<p>庵治町保健福祉センターについては、設置の経緯等を踏まえ、併設機能も含め、高松市に引き継ぐものとする。            ただし、併設機能の管理運営等については、合併時までに調整するものとする。</p>		
調整結果					<p>庵治町保健福祉センターの併設機能の管理運営及び営業時間については、現行のとおりとする。            入浴料については、合併年度は現行の町内在住者の料金とし、合併年度の翌年度から、高松市の老人福祉センター「ふれあい福祉センター勝賀」と同様に取り扱うものとする。ただし、障害者の入浴料、娯楽室使用料及び健康増進器機室使用料については、現行のとおりとする。</p>		
備考							

(参考)

庵治町保健福祉センターの併設機能(公衆浴場,健康増進器機室)の管理運営

<現況>

1 公衆浴場(名称:ほっとびあん)

所在地	庵治町978番地(庵治町保健福祉センター3階)		
施設内容	浴室、サウナ、露天風呂、薬湯、水風呂、休憩室、娯楽室等		
営業時間	午後1時~午後10時 休業日:月曜日、月曜日が休日の場合は翌日		
入浴料	<町内>	<町外>	
健康増進器機室の使用料を含む	大人(65歳以上) 300円	大人	500円
	大人(65歳未満) 400円	小学生	250円
	小学生 150円	幼児	100円
	幼児 50円		
	回数券(65歳未満) 11枚綴 4,000円		
	回数券(65歳以上) 14枚綴 4,000円		
	<障害者>		
	大人 300円(65歳以上の料金と同額)		
	小学生 100円(50円減額)		
	幼児 無料		
娯楽室使用料	火曜日~土曜日 午後1時~午後5時	1回につき	2,000円
	午後5時~午後9時	1時間につき	2,000円
	日祝日 午後1時~午後5時	1時間につき	1,500円
	午後5時~午後9時	1時間につき	2,000円
運営形態	直営		

2 健康増進器機室

所在地	庵治町保健福祉センター2階(庵治町978番地)
施設(設備)内容	レッグエクステンション、シーテッドレッグカール、アッパーバッグ、レッグプレス、ランニングマシン、アップライトバイク等
営業時間	午前9時~午後9時 休業日:月曜日、月曜日が休日の場合は翌日
使用料	1回につき100円(入浴者は無料)
運営形態	直営

(参考)高松市の浴場使用料<ふれあい福祉センター勝賀,平和荘等の場合>

- ・市内高齢者(60歳以上) 300円
- ・一般 390円
- ・子供(6歳以上12歳未満) 200円
- ・6歳未満 無料

障害者等の減免措置

高松市の浴場施設では障害者の減免措置なし。

				部会名	健康福祉
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24-11	24-11	24-11	24-10	24-10
協定項目	保健衛生事業	保健衛生事業	保健衛生事業	保健衛生事業	保健衛生事業
分類	健康診査・がん検診	健康診査・がん検診	健康診査・がん検診	健康診査・がん検診	健康診査・がん検診
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照				
各町の現況	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照
調整案	高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町で実施している総合検診については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、香川町で実施している総合検診については、国民健康保険加入者を除き、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町で実施している胃がん検診については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町で実施している胃・子宮・乳がん集団検診の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。	高松市の制度に統一する。
対応策	高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町で実施している総合検診については、現行のとおり実施するものとするが、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うものとする。 なお、国の制度の変更等により、 <u>検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時まで調整するものとする。</u>	高松市の制度に統一する。 香川町で実施している総合検診については、人間ドック助成制度の対象となる国民健康保険加入者を除き、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 香川町で実施している骨粗しょう症検診、婦人健康診査は、高松市の骨粗しょう症予防教室に移行する。 国の制度の変更等により、 <u>検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時まで調整するものとする。</u>	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町で実施している胃がんの個別検診については、国分寺町内の医療機関において、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。 なお、国の制度の変更等により、 <u>検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時まで調整するものとする。</u>	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町で実施している胃・子宮・乳がん集団検診の実施場所については、現行のとおりとするが、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うものとする。 なお、国の制度の変更等により、 <u>検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時まで調整するものとする。</u>	高松市の制度に統一する。 なお、国の制度の変更等により、 <u>検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時まで調整するものとする。</u>
調整結果	高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域における乳がん検診の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度について、検診車による集団検診も必要に応じて実施するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域における乳がん検診の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度について、検診車による集団検診も必要に応じて実施するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域における乳がん検診の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度について、検診車による集団検診も必要に応じて実施するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域における乳がん検診の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度について、検診車による集団検診も必要に応じて実施するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における乳がん検診の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度について、検診車による集団検診も必要に応じて実施するものとする。
備考					

(参考)

乳がん検診の見直し内容

国の指針(がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針)の変更点 H16.4

	前	後
対象者	30歳以上(毎年)	40歳以上(2年に1度)
検診方法	50歳未満 視触診 50歳以上 視触診+マンモグラフィ	視触診+マンモグラフィ

各町の現状

個別=医療機関で実施、集団=検診車等で実施

	平成16年度		平成17年度	
	実施方法	自己負担額	実施方法	自己負担額
高松市	個別 ・視触診 ・視触診+マンモグラフィ	1,000円 2,000円	個別 ・視触診+マンモグラフィ 国の指針と同一	50歳未満2,500円 50歳以上2,000円
塩江町	個別・集団 ・視触診(個別) ・視触診+超音波(集団)	300円 300円	個別・集団 ・視触診(個別) ・視触診+超音波(集団) ・視触診+マンモグラフィ(集団)	300円 300円 1,000円
香川町	個別・集団 ・視触診(個別・集団) ・視触診+マンモグラフィ(個別・集団)	個別:視触診300円、視触診+マンモグラフィ700円 集団:視触診無料、視触診+マンモグラフィ700円	個別・集団 ・視触診+マンモグラフィ 個別=香川病院で実施	700円
香南町	集団 ・視触診 ・視触診+マンモグラフィ	無料 1,500円	集団 ・視触診 ・視触診+マンモグラフィ	無料 1,500円
国分寺町	集団 ・視触診 ・視触診+マンモグラフィ	無料 無料	集団 ・視触診 ・視触診+マンモグラフィ	無料 無料
庵治町	集団 ・視触診+超音波 ・マンモグラフィ	300円 1,000円	集団 ・視触診+超音波 ・マンモグラフィ	300円 1,000円

- 高松市においては、国の指針に基づき、乳がん検診にマンモグラフィ検診を導入し、段階的に対象者を拡大してきたが、平成17年度からは、視触診単独の検診を廃止し、基準を満たした撮影装置と読影医師等のいる医療機関(個別)において、視触診+マンモグラフィの検診を実施している。
- 高松市の制度に統一すると、合併各町においても、医療機関(個別)での視触診+マンモグラフィ検診を実施することとなるが、合併各町には、マンモグラフィ検診が実施できる医療機関がほとんどないことから、検診車による集団検診を実施している。
- 合併後は、基本的には、医療機関における個別検診によることとするが、合併年度に続く3年度について、合併町住民へのサービス低下を来さないよう、検診車による集団検診も必要に応じて実施することとする。
- なお、香川町においては、マンモグラフィ検診が実施できる医療機関(香川病院)がある。

	部会名				健康福祉
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24 - 12	24 - 12	該当なし	該当なし	該当なし
協定項目	病院事業	病院事業	該当なし	該当なし	該当なし
分類	管理運営等の概要	管理運営等の概要	該当なし	該当なし	該当なし
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照				
各町の現況	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照			
調整案	塩江病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぐものとする。	香川病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぎ、存続するものとする。 ただし、自治体病院を取り巻く環境の変化などを踏まえる中で、病院事業の改革・改善をはじめ、望ましいあり方について検討を行うこととする。			
対応策	高松市民病院と塩江病院については、地方公営企業法一部適用病院として、それぞれ独立して運営する。 <u>市立病院が2箇所となることから、これを統括する部署の設置により運営するものとし、管理運営体制等については、合併時まで調整するものとする。</u>	高松市民病院と香川病院については、地方公営企業法一部適用病院として、それぞれ独立して運営する。 <u>市立病院が2箇所となることから、これを統括する部署の設置により運営するものとし、管理運営体制等については、合併時まで調整するものとする。</u>			
調整結果	塩江病院の管理運営体制については、現行の組織を基本に、高松市民病院の体制に準じた再編を行う。	香川病院の管理運営体制については、現行の組織を基本に、高松市民病院の体制に準じた再編を行う。			
備考					

			部会名	環 境
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会
協定項目番号	24-13	24-13	24-12	24-11
協定項目	環境対策事業	環境対策事業	環境対策事業	環境対策事業
分類	ごみ処理事業(手数料)	ごみ処理事業(手数料)	ごみ処理事業(手数料)	ごみ処理事業(手数料)
高松市の現況	家庭系一般廃棄物(可燃・破碎ごみ) 有料(指定ごみ袋) 【ごみ袋料金】 ・ 10 <sup>リットル</sup> : 10円/枚 ・ 20 <sup>リットル</sup> : 20円/枚 ・ 30 <sup>リットル</sup> : 30円/枚 ・ 40 <sup>リットル</sup> : 40円/枚 指定ごみ袋は、市に登録している指定収集袋取扱店に販売を委託			
各町の現況	家庭系一般廃棄物(可燃・破碎ごみ) 有料(指定ごみ袋) 【ごみ袋料金】 可燃 20 <sup>リットル</sup> : 21円/枚 30 <sup>リットル</sup> : 31.5円/枚 45 <sup>リットル</sup> : 42円/枚 不燃 30 <sup>リットル</sup> : 31.5円/枚 45 <sup>リットル</sup> : 42円/枚 指定ごみ袋は、商工会に販売を委託			
調整案	高松市の制度に統一する。 香川町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、香川町地域において使用できるものとする。 香川町地域の、家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。			
対応策	高松市の制度に統一する。 香川町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、香川町地域において使用できるものとする。 <u>香川町地域における指定ごみ袋の販売委託方法については、合併時まで調整するものとする。</u> 香川町地域の、家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。 なお、その後の対応については、全市的な観点から見直しを行う。			
調整結果	高松市の制度に統一する。			
備 考				

	部会名				環 境
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24 - 13	24 - 13	24 - 12	24 - 11	24 - 11
協定項目	環境対策事業	環境対策事業	環境対策事業	環境対策事業	環境対策事業
分類	公衆便所管理	公衆便所管理	公衆便所管理	公衆便所管理	公衆便所管理
高松市の現況	(設置数) 公衆便所 20カ所(平成16年4月1日)				
各町の現況	(設置数) 公衆便所 5カ所(平成16年4月1日)				
調整案	高松市の制度に統一する。				
対応策	塩江町において、合併時まで、 <u>既設便所の設置計画等について検討し、調整するものとする。</u>				
調整結果	既設便所5カ所(除ケ駐車場・六甲天満ケ原・六角堂・内場池横・相栗峠)のうち3カ所(除ケ駐車場・六甲天満ケ原・六角堂)は廃止し、残り2カ所は、高松市の公衆便所として引き継ぐ。				
備 考					

					部会名	産 業
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	
協定項目番号	24-14	24-14	24-13	24-12	24-12	
協定項目	商工・観光関係事業	商工・観光関係事業	商工・観光関係事業	商工・観光関係事業	商工・観光関係事業	
分類	観光イベント振興事業	観光イベント振興事業	観光イベント振興事業	観光イベント振興事業	観光イベント振興事業	
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照					
各町の現況	資料2「市町の現況」参照		資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	
調整案	高松市の制度に統一する。 塩江町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。		高松市の制度に統一する。 国分寺町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。	高松市の制度に統一する。 香南町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。	高松市の制度に統一する。 庵治町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。	
対応策	塩江町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。 事業の実施方法等については、実施団体の意向を尊重しながら、合併時までに調整するものとする。		国分寺町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。 事業の実施方法等については、実施団体の意向を尊重しながら、合併時までに調整するものとする。	香南町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。 事業の実施方法等については、実施団体の意向を尊重しながら、合併時までに調整するものとする。	庵治町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。 事業の実施方法等については、実施団体の意向を尊重しながら、合併時までに調整するものとする。	
調整結果	「さくらまつり・ホテルまつり・温泉まつり・もみじまつり」の塩江4大まつりについては、塩江町観光協会が主体となって、「塩江温泉感謝祭」については、塩江温泉感謝祭実行委員会が主体となって、「竜王山山開き」については、地元自治会が主体となって実施するものとする。		「国分寺町まつり・国分寺町冬のまつり」については、国分寺町まつり協議会が主体となって実施するものとする。	「ボンフェスティバルIN香南」については、ボンフェスティバルIN香南実行委員会が主体となって実施するものとする。	「ふれあい祭り庵治」については、ふれあい祭り庵治実行委員会が主体となって実施するものとする。	
備 考						

				部会名	産 業										
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会										
協定項目番号	24-14	24-14	24-13	24-12	24-12										
協定項目	商工・観光関係事業	商工・観光関係事業	商工・観光関係事業	商工・観光関係事業	商工・観光関係事業										
分類	観光協会等の育成	観光協会等の育成	観光協会等の育成	観光協会等の育成	観光協会等の育成										
高松市の現況	<p>1 観光協会等  (財)高松観光コンベンション・ビューロー  (事業内容) コンベンションの誘致及び主催者に対する支援 観光客等の誘致及び受け入れ 観光及びコンベンションの広報及び宣伝  観光及びコンベンションの調査及び企画 観光及びコンベンションに関する情報の収集及び提供  (補助金額) 92,735,237円</p> <p>2 地区観光協会等  各地区の観光協会の年間事業に対して、補助金を支出している。  (補助金の支出先)  鬼ヶ島観光協会 香西観光協会 屋島山上観光協会 綱敷観光協会 弦打観光協会 鬼無観光協会 仏生山観光協会 男木島観光協会  三谷観光協会 山田地区観光協会  (補助金額) 各地区観光協会への運営事務補助として、年180,000円を支出。ただし、屋島山上観光協会へは、年775,000円を支出。</p>														
各町の現況	<p>1 観光協会等  塩江町観光協会  (事業内容) 塩江4大まつりの開催、その他塩江町の観光振興に資する事業を行っている。</p> <p>参考</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催事業</th> <th>町からの補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さくらまつり</td> <td>780,000円</td> </tr> <tr> <td>ホテルまつり</td> <td>970,000円</td> </tr> <tr> <td>温泉まつり</td> <td>8,500,000円</td> </tr> <tr> <td>もみじまつり</td> <td>820,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 地区観光協会等  該当なし。</p>					開催事業	町からの補助額	さくらまつり	780,000円	ホテルまつり	970,000円	温泉まつり	8,500,000円	もみじまつり	820,000円
開催事業	町からの補助額														
さくらまつり	780,000円														
ホテルまつり	970,000円														
温泉まつり	8,500,000円														
もみじまつり	820,000円														
調整案	高松市の制度に統一する。 塩江町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続するものとする。														
対応策	塩江町観光協会については、高松市の地区観光協会として取り扱うものとする。 塩江町観光協会への補助額等については、その事業内容等を踏まえ、合併時までに調整する。 塩江町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続するものとする。														
調整結果	塩江4大まつりに対する補助については、現行のとおりとし、運営事務補助については、高松市の制度に統一する。														
備 考															

	部会名				産 業
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24-14	24-14	24-13	24-12	24-12
協定項目	商工・観光関係事業	商工・観光関係事業	商工・観光関係事業	商工・観光関係事業	商工・観光関係事業
分類	観光施設運営等事業	観光施設運営等事業	観光施設運営等事業	観光施設運営等事業	観光施設運営等事業
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照				
各町の現況	資料2「市町の現況」参照				資料2「市町の現況」参照
調整案	塩江町の観光施設については、高松市に引き継ぐものとする。 塩江町の観光案内所の管理運営方法については、現行のとおりとする。				庵治町の観光施設等については、高松市に引き継ぐ。
対応策	塩江町の観光施設については、高松市に引き継ぐものとし、施設の運営形態等については、合併時まで調整を行うものとする。 塩江町の観光案内所の管理運営方法については、現行のとおりとする。				庵治町の観光施設等については、高松市に引き継ぐものとし、施設の運営形態等については、合併時まで調整を行うものとする。
調整結果	温泉等施設、温泉水配水施設、物産品等展示販売施設、観光案内所及びイベント広場の運営形態等については、現行のとおりとする。				庵治町太鼓の鼻オートキャンプ場及び海水浴場（笹尾、篠尾、高尻）の仮設トイレの運営形態等については、現行のとおりとする。
備 考					

	部会名				都 市 開 発
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24 - 16	24 - 16	24 - 15	24 - 14	24 - 14
協定項目	建設関係事業	建設関係事業	建設関係事業	建設関係事業	建設関係事業
分類	該当なし	都市公園等	都市公園等	都市公園等	都市公園等
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照				
各町の現況			資料2「市町の現況」参照		
調整案			高松市の制度に統一する。		
対応策			高松市の制度に統一する。 ただし、如意輪寺公園の記念植樹は、当分の間、現行のとおり継続するものとする。 なお、施設の管理運営方法等については、合併時まで調整するものとする。		
調整結果			橘ノ丘総合運動公園及び如意輪寺公園の管理運営については、現行のとおりとする。 なお、指定管理者制度の導入を検討する。		
備 考					

				部会名	土 木
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24-17	24-17	24-16	24-15	24-15
協定項目	交通関係事業	交通関係事業	交通関係事業	交通関係事業	交通関係事業
分類	該当なし	該当なし	自転車等駐車場管理	該当なし	該当なし
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照				
各町の現況			資料2「市町の現況」参照		
調整案			高松市の制度に統一する。 ただし、端岡駅、国分駅自転車駐車場の 利用時間及び駐車料については、合併時ま でに調整するものとする。		
対応策			高松市の制度に統一する。 ただし、端岡駅、国分駅自転車駐車場の 利用時間及び駐車料については、合併時ま でに調整するものとする。		
調整結果			端岡駅自転車駐車場の利用時間は、午前 6時から午後11時までとし、駐車料につ いては、合併年度及び合併年度の翌年度は 現行のとおりとし、合併年度の翌々年度か ら自転車一時駐車1回100円、自転車定 期駐車1ヶ月1,500円、原動機付自転 車一時駐車1回200円、原動機付自転車 定期駐車1ヶ月3,000円とし、学割、 3ヶ月割引制度は設けないこととする。 国分駅自転車駐車場の利用時間は現行の とおりとし、駐車料は、無料とする。		
備 考					

	部会名				水 道
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24 - 18	24 - 18	24 - 17	24 - 16	24 - 16
協定項目	上水道事業	上水道事業	上水道事業	上水道事業	上水道事業
分類	受付・収納	受付・収納	受付・収納	受付・収納	受付・収納
高松市の現況	<p>(受付事務) 水道の開栓、閉栓、使用者変更等諸届の受付は、電話またはファックスで受付している。</p> <p>(収納事務) 水道料金については、口座振替や金融機関及び水道窓口での直接納付により収納している。 また、コンビニ収納(夜間・休日)も実施している。</p>				
各町の現況				<p>(受付事務) 水道の開栓、閉栓、使用者変更等諸届の受付は、規定の様式書類で受付している。 押印が必要</p> <p>(収納事務) 高松市と同じ。 ただし、コンビニ収納(夜間・休日)は実施していない。 自治会集金制度(20自治会)があり、収納金の3%を手数料として自治会に交付している。</p>	
調整案				高松市の制度に統一する。	
対応策				高松市の制度に統一する。 ただし、香南町の自治会集金制度については、合併時まで調整するものとする。	
調整結果				香南町の自治会集金制度は、合併時まで廃止する。	
備 考					

				部会名	土 木																																	
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会																																	
協定項目番号	24 - 19	24 - 19	24 - 18	24 - 17	24 - 17																																	
協定項目	下水道事業	下水道事業	下水道事業	下水道事業	下水道事業																																	
分類	該当なし	排水設備設置助成	排水設備設置助成	排水設備設置助成	排水設備設置助成																																	
高松市の現況	該当なし。																																					
各町の現況		<p>排水設備設置助成 (内容) 全額自己負担で汲取り便所を水洗便所に改造又は浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の一部を助成する。 (助成額) 汲取り便所を水洗便所に改造して公共下水道接続工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>助成率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供用開始後1年以内</td> <td>10%以内</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>供用開始後2年以内</td> <td>6%以内</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>供用開始後3年以内</td> <td>3%以内</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>浄化槽を廃止して公共下水道接続工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>助成率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供用開始後1年以内</td> <td>10%以内</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>供用開始後1年以内 (大型合併浄化槽)</td> <td>10%以内</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	助成率	限度額	供用開始後1年以内	10%以内	5万円	供用開始後2年以内	6%以内	3万円	供用開始後3年以内	3%以内	2万円	区分	助成率	限度額	供用開始後1年以内	10%以内	5万円	供用開始後1年以内 (大型合併浄化槽)	10%以内	50万円		<p>排水設備設置助成 (内容) 全額自己負担で汲取り便所を水洗便所に改造又は浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の一部を助成する。 (助成額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>助成率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供用開始後1年以内</td> <td>-</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	助成率	限度額	供用開始後1年以内	-	3万円	<p>排水設備設置助成 (内容) 全額自己負担で汲取り便所を水洗便所に改造又は浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の一部を助成する。 (助成額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供用開始後1年以内</td> <td>3.5万円</td> </tr> <tr> <td>供用開始後2年以内</td> <td>2.0万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	限度額	供用開始後1年以内	3.5万円	供用開始後2年以内	2.0万円
区分	助成率	限度額																																				
供用開始後1年以内	10%以内	5万円																																				
供用開始後2年以内	6%以内	3万円																																				
供用開始後3年以内	3%以内	2万円																																				
区分	助成率	限度額																																				
供用開始後1年以内	10%以内	5万円																																				
供用開始後1年以内 (大型合併浄化槽)	10%以内	50万円																																				
区分	助成率	限度額																																				
供用開始後1年以内	-	3万円																																				
区分	限度額																																					
供用開始後1年以内	3.5万円																																					
供用開始後2年以内	2.0万円																																					
調整案		排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整する。		排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整する。	排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整する。																																	
対応策		排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整する。		排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整する。	排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整する。																																	
調整結果		香川町地域の排水設備設置助成については、合併時において供用を開始しており、かつ受益者負担金を賦課されているものについて、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。		香南町地域の排水設備設置助成については、合併時において供用を開始しており、かつ受益者負担金を賦課されているものについて、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。	庵治町地域の排水設備設置助成については、合併時において供用を開始しており、かつ受益者負担金を賦課されているものについて、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。																																	
備考																																						

					部会名	消 防
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会		高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24 - 20	24 - 20	24 - 19	24 - 18		24 - 18
協定項目	消防防災関係事業	消防防災関係事業	消防防災関係事業	消防防災関係事業		消防防災関係事業
分類	防災団体等	防災団体等	防災団体等	防災団体等		防災団体等
高松市の現況	該当なし。					
各町の現況				(名称) 岡自警消防団 (目的) 住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、火災その他の災害による被害の防止及び軽減を図る。 (団員数) 28人 香南町岡地区に居住する年齢満18歳以上60歳未満で志操堅固、身体強健な者		
調整案				高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>自警消防団の取扱いについては、合併時まで調整するものとする。</u>		
対応策				高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>岡自警消防団の取扱いについては、香南町地域の防災活動の低下を招かないことを基本に、合併時まで調整するものとする。</u>		
調整結果				岡自警消防団は、香南町地域の自主防災の自警消防団として取り扱うものとし、高松市からの補助金等の支援は行わないものとする。		
備 考						

					部会名	総務
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	
協定項目番号	24-20	24-20	24-19	24-18	24-18	
協定項目	消防防災関係事業	消防防災関係事業	消防防災関係事業	消防防災関係事業	消防防災関係事業	
分類	防災行政無線	防災行政無線	防災行政無線	防災行政無線	防災行政無線	
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照					
各町の現況	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	
調整案	高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおりに運用するものとする。	香川町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおりに運用するものとする。 戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整する。	国分寺町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおりに運用するものとする。 戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整するものとする。	高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおりに運用するものとする。 戸別受信機設置補助については、合併時までに調整するものとする。	庵治町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおりに運用するものとする。	
対応策	周波数については、1市町村1波が原則となっているが、高松市において、システムの更新等を行うまでの間、現行の2波で運用する。 両市町の基地局の接続方法については、合併時までに調整する。	各無線施設の接続方法については、合併時までに調整する。 戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整する。	移動系無線の周波数は、1市町村1波が原則となっているが、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行の2波で運用する。 両市町の基地局の接続方法については、合併時までに調整するものとする。 戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整するものとする。	移動系無線の周波数は、1市町村1波が原則となっているが、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行の2波で運用する。 各無線施設の接続方法については、合併時までに調整する。 戸別受信機設置補助については、合併時までに調整するものとする。	移動系無線の周波数は、1市町村1波が原則となっているが、高松市において施設の更新等を行うまでの間、現行の2波で運用する。 両市町の各無線施設の接続方法については、合併時までに調整する。	
調整結果	移動系防災行政無線の遠隔制御装置を本庁舎に設置し、NTTの専用回線を利用して接続する。 なお、CATVのIP音声告知放送設備を光回線で消防局に接続する。	高松市の移動系防災行政無線を設置し、無線運用する。 なお、同報系防災行政無線の遠隔制御装置を消防局に設置し、NTTの専用回線を利用して接続する。 香川町の防災行政無線（同報系）の戸別受信機の経費負担については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりにする。	高松市の移動系防災行政無線を設置し、無線運用する。 なお、同報系防災行政無線の遠隔制御装置を消防局に設置し、NTTの専用回線を利用して接続する。 国分寺町の防災行政無線（同報系）の戸別受信機の経費負担については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりにする。	高松市の移動系防災行政無線を設置し、無線運用する。 なお、同報系防災行政無線の遠隔制御装置を消防局に設置し、NTTの専用回線を利用して接続する。 香南町の防災行政無線（同報系）の戸別受信機の経費負担については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりにする。	移動系防災行政無線の遠隔制御装置を本庁舎に設置し、NTTの専用回線を利用して接続する。 なお、同報系防災行政無線の遠隔制御装置を消防局に設置し、NTTの専用回線を利用して接続する。 庵治町の防災行政無線（同報系）の戸別受信機の経費負担については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりにする。	
備考						

					部会名	教育
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	
協定項目番号	24-21	24-21	24-20	24-19	24-19	
協定項目	学校教育事業	学校教育事業	学校教育事業	学校教育事業	学校教育事業	
分類	学校給食	学校給食	学校給食	学校給食	学校給食	
高松市の現況	(調理・配送方法) 単独調理場22カ所、共同調理場17カ所において、市立小・中学校60校(小学校42校(分校1校を含む)中学校18校)の給食調理をしている。共同調理場から、関係する小・中学校20校へ業者委託により給食の配送をしている。					
各町の現況		(調理・配送方法) 学校給食センター1カ所で、幼稚園、小・中学校の計7校(幼稚園3園、小学校3校、中学校1校)の給食を調理し、町所有の給食運搬車(コンテナ車)で職員が配送をしている。		(調理・配送方法) 香南町立学校給食センターにおいて、幼稚園1園、小学校1校、中学校1校の給食調理をしている。 職員が運搬車により配送・コンテナ洗浄等をしている。		
調整案		合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域の学校給食及び幼稚園給食については、香川町の学校給食センターにおいて実施するものとし、給食配送方法については、合併時まで調整する。		合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域の学校給食及び幼稚園給食については、香南町立学校給食センターにおいて、実施するものとし、給食配送方法については、合併時まで調整する。		
対応策		合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域の ・学校給食及び幼稚園給食については、香川町の学校給食センターにおいて実施するものとする。 ・給食配送方法については、合併時まで調整する。		合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域の学校給食及び幼稚園給食については、香南町立学校給食センターにおいて、実施するものとする。 給食配送方法については、合併時まで調整する。		
調整結果		合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。		合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。		
備考						

					部会名	教 育
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	
協定項目番号	24-22	24-22	24-21	24-20	24-20	
協定項目	社会教育事業	社会教育事業	社会教育事業	社会教育事業	社会教育事業	
分類	該当なし	公民館	公民館	公民館	公民館	
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照					
各町の現況		資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	
調整案		香川町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 香川町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。	国分寺町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 国分寺町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。	香南町の中央公民館については、高松市に引き継ぐ。 香南町の中央公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。	庵治町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 庵治町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。	
対応策		香川町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 香川町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。	国分寺町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 国分寺町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。	香南町の中央公民館については、高松市に引き継ぐ。 香南町の中央公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。	庵治町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 庵治町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。	
調整結果		香川町の公民館については、高松市の地区公民館として引き継ぐ。 ただし、香川町公民館北部分館については、高松市の管理公民館として引き継ぐ。 香川町の公民館の開館時間及び休館日については、高松市の制度に統一する。 香川町の公民館の公民館講座、同好会活動、貸館、使用料及び使用料の減免については、高松市の制度に統一する。	国分寺町の公民館については、高松市の地区公民館として引き継ぐ。 ただし、北部公民館分館、北部公民館第二分館、南部公民館分館については、高松市の管理公民館として引き継ぐ。 国分寺町の公民館の開館時間及び休館日については、高松市の制度に統一する。 国分寺町の公民館の公民館講座、同好会活動、貸館、使用料及び使用料の減免については、高松市の制度に統一する。	香南町の中央公民館については、高松市の地区公民館として引き継ぐ。 香南町の公民館の開館時間及び休館日については、高松市の制度に統一する。 香南町の公民館の公民館講座、同好会活動、貸館、使用料及び使用料の減免については、高松市の制度に統一する。	庵治町の公民館については、高松市の地区公民館として引き継ぐ。 庵治町の公民館の開館時間及び休館日については、高松市の制度に統一する。 庵治町の公民館の公民館講座、同好会活動、貸館、使用料及び使用料の減免については、高松市の制度に統一する。	
備 考						

					部会名	文化
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	
協定項目番号	24 - 23	24 - 23	24 - 22	24 - 21	24 - 21	24 - 21
協定項目	文化振興事業	文化振興事業	文化振興事業	文化振興事業	文化振興事業	文化振興事業
分類	文化祭開催事業	文化祭開催事業	文化祭開催事業	文化祭開催事業	文化祭開催事業	文化祭開催事業
高松市の現況	<p>市・町民文化祭  (名称) 高松市市民文化祭 「アーツフェスタたかまつ」  (開催時期) 9月上旬から3週間程度(平成15年度実績)  (内容) 生活文化ショー、音楽まつり、文芸まつり、茶会と生け花展、民謡・民舞まつり、演劇祭、美術展、趣味文化祭 等  (運営委員会) 【組織】 市民文化祭運営委員会  【概要】 企画・立案、各団体との連絡調整、広報活動 等  【委員数】 17名  (運営補助) 市民文化祭運営委員会に対して補助 6,445千円(平成15年度実績)</p>					
各町の現況	<p>市・町民文化祭  (名称) 塩江町文化祭  (開催時期) 毎年11月中旬から下旬  (内容) 文化協会加入団体による作品展示及び  芸能発表会(芸能発表会については、  文化の日に実施)  (運営委員会)  【組織】 塩江町教育委員会と塩江町文化協会の  共催  【概要】 高松市と同じ  【委員数】 18名(塩江町文化協会役員により  構成)  (事業費) 塩江町教育委員会により予算措置をし  ている。</p>					
調整案	<p>高松市の制度に統一する。  塩江町文化祭については、高松市の地区文化祭と  して取り扱うものとする。</p>					
対応策	<p>塩江町文化祭については、高松市の地区文化祭と  して取り扱うものとする。  なお、運営費の対応については、合併時まで調整  するものとする。</p>					
調整結果	<p>高松市の制度に統一する。</p>					
備考						

	部会名				文 化
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24-23	24-23	24-22	24-21	24-21
協定項目	文化振興事業	文化振興事業	文化振興事業	文化振興事業	文化振興事業
分類	文化芸術活動推進事業	文化芸術活動推進事業	文化芸術活動推進事業	文化芸術活動推進事業	文化芸術活動推進事業
高松市の現況	該当なし。				
各町の現況			【音の祭り】 (名称) 国分寺町音の祭り (内容) 邦楽をメインとした 野外コンサート (開催時期) 9月 (開催場所) 橋ノ丘総合運動 公園 (運営経費) 7,000千円 (平成15年度実績)		
調整案			高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町音の祭りについて は、継続して実施するものとする。		
対応策			高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町音の祭りについて は、継続して実施するものとし、開催場 所等については、合併時までに調整する ものとする。		
調整結果			国分寺町音の祭りの開催場所について は、現行のとおりとし、開催要領等詳細 については、事業計画の検討段階で決定 する。		
備 考					

	部会名				文 化
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24 - 23	24 - 23	24 - 22	24 - 21	24 - 21
協定項目	文化振興事業	文化振興事業	文化振興事業	文化振興事業	文化振興事業
分類	文化団体の育成・支援事業	文化団体の育成・支援事業	文化団体の育成・支援事業	文化団体の育成・支援事業	文化団体の育成・支援事業
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照				
各町の現況	資料2「市町の現況」参照				
調整案	高松市の制度に統一する。				
対応策	<p>高松市の制度に統一する。  塩江町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。  なお、塩江町文化協会に加盟している団体については、高松市文化協会の部門別協会に加盟している団体との統合等について、合併時までに調整するものとする。</p>				
調整結果	塩江町文化協会への補助については、両市町の合併に伴う動向及び活動の方向性等を見極め、その額を決定するものとする。				
備 考					

					部会名	文化
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	
協定項目番号	24-23	24-23	24-22	24-21	24-21	
協定項目	文化振興事業	文化振興事業	文化振興事業	文化振興事業	文化振興事業	
分類	図書館事業	図書館事業	図書館事業	図書館事業	図書館事業	
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照					
各町の現況	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照	
調整案	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。	
対応策	児童行事については、高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町で実施する児童行事の開催場所については、塩江町の現行のとおりとする。 移動図書館については、高松市図書館の移動図書館車により巡回するものとし、 <u>箇所については、合併時までに調整するものとする。</u>	高松市の制度に統一する。 香川町地域の児童行事については、現行のとおりとする。 移動図書館については、高松市図書館の移動図書館車により巡回するものとし、 <u>巡回箇所については、合併時までに調整するものとする。</u>	高松市の制度に統一する。 国分寺町地域の児童行事については、現行のとおりとする。	高松市の制度に統一する。 香南町地域の児童行事については、現行のとおりとする。 移動図書館については、高松市図書館の移動図書館車により、巡回するものとし、 <u>巡回箇所については、合併時までに調整するものとする。</u>	高松市の制度に統一する。 庵治町地域の児童行事については、現行のとおりとする。 移動図書館については、高松市の移動図書館車により、巡回するものとし、 <u>巡回箇所については、合併時までに調整するものとする。</u>	
調整結果	現在の塩江町役場、塩江小学校、上西支所の3カ所を巡回場所とし、10月から巡回を開始する。	現在の香川町役場（川東小学校）、川東公民館、浅野公民館、浅野小学校、大野公民館、大野小学校、香川町総合体育館、東谷公民館の8カ所を巡回場所とし、2月から巡回を開始する。	参考 現在の新居東児童館、福家児童館（みのり保育園）、讃岐国分寺跡資料館の3カ所を巡回場所とし、2月から巡回を開始する。	現在の香南町中央公民館、香南町歴史民俗郷土館、香南幼稚園、池西農村環境改善センターの4カ所を巡回場所とし、2月から巡回を開始する。	現在の庵治漁業協同組合、鎌野自治会館、庵治町深間テニスコートの3カ所を巡回場所とし、2月から巡回を開始する。	
備考						

	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	部会名 高松市・香南町合併協議会	市 民 高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24 - 24	24 - 24	24 - 23	24 - 22	24 - 22
協定項目	その他の事業 (女性政策)	その他の事業 (女性政策)	その他の事業 (女性政策)	その他の事業 (女性政策)	その他の事業 (女性政策)
分類	該当なし	該当なし	女性センター管理・運営事業	該当なし	該当なし
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照				
各町の現況			資料2「市町の現況」参照		
調整案			国分寺町女性会館については、高松市に引き継ぐ。		
対応策			国分寺町女性会館については、高松市に引き継ぐ。 なお、女性会館の位置付け、開館時間等については、現行の利用形態等も踏まえる中で、合併時までに調整するものとする。		
調整結果			現在の国分寺町女性会館の施設については、市民の集会、レクリエーションの場として利用することとし、管理運営については、地域コミュニティ組織が構築され、指定管理者制度の導入環境が整備できるまでの間、直営とし、使用料等については、別紙のとおり定める。		
備 考					

(別紙) 国分寺町女性会館の使用料等

事 項	現 行	調 整 結 果
使用料	<p>第1会議室(226.62㎡)            9:00-12:30 600円 / 13:00-17:00 600円            18:00-21:00 900円</p> <p>第2会議室(89.41㎡)            9:00-12:30 400円 / 13:00-17:00 400円            18:00-21:00 600円</p> <p>第3会議室(和室20畳)            第2会議室と同額</p> <p>減免            公益を目的とした使用と認めるとき            冷暖房使用 室料の2分の1追加            超過・繰上 1時間につき4分の1の追加</p>	<p>第1会議室            9:00-13:00 1,000円 / 13:00-17:00 1,000円            17:00-21:00 1,500円</p> <p>第2会議室            9:00-13:00 700円 / 13:00-17:00 700円            17:00-21:00 1,050円</p> <p>第3会議室            9:00-13:00 460円 / 13:00-17:00 460円            17:00-21:00 690円</p> <p>減免            国もしくは地方公共団体の使用, 市長が特別の理由があると認める            場合 冷暖房使用            その室の使用料の2分の1の額            営利目的, 入場料徴収のときは3倍            使用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げ</p>
使用時間	9:00 - 21:00	9:00 - 21:00 ただし、市長が特に必要があると認めるときは、変更することができる。
休業日	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の祝日</li> <li>・12月29日から翌年の1月3日</li> </ul> ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休業日の変更または臨時の休業日を設けることができる。

				部会名	健康福祉
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24 - 24	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
協定項目	その他の事業 (塩江町老人福祉センター)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
分類	塩江町老人福祉センター	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
高松市の現況	<p>施設概要等 該当なし。  参考(1)「高松市ふれあい福祉センター勝賀」の主な施設  ・老人福祉センター 浴室、機能回復訓練室、健康相談室・生活相談室、図書コーナー、教養娯楽室、事務室等  ・その他 児童スペース、ゲートボール場、テニスコート、芝生広場 等  (2)管理運営形態 財団法人高松市福祉事業団へ委託  (3)浴室使用料 (区分)市内高齢者300円、子ども200円、その他390円</p>				
各町の現況	<p>施設概要等  (1)名称 塩江町老人福祉センター(通称:奥の湯温泉)  (2)施設 浴室、休憩室、宿泊室、食堂、売店、事務室  (3)管理運営形態 塩江町が直営で運営している。  (4)職員配置 事務4人(うち町職員1人)、調理場等18人(うち常勤的臨時職員4人)  (5)使用料  ・浴室(区分)町内高齢者100円、町外高齢者300円、子ども200円、その他450円  ・その他 休憩、宿泊等について、部屋別の使用料を設定  (例)和室10畳休憩 4時間 3,670円  10畳浴室付宿泊 1人 5,250円</p>				
調整案	<p>塩江町老人福祉センターについては、高松市の老人福祉センターとして引き継ぐものとし、管理運営形態については、現行のとおりとする。</p>				
対応策	<p>塩江町老人福祉センターについては、高松市の老人福祉センターとして引き継ぐものとする。  管理運営形態については、現行のとおりとする。  ただし、施設の円滑な運営に支障が生じないよう、管理運営等について、合併時までに調整する。  浴室使用料の区分については、町内、町外を市内、市外とし、使用料については現行のとおりとする。</p>				
調整結果	<p>現在、施設において勤務している塩江町非常勤嘱託職員等は、合併後の高松市非常勤嘱託職員等として、引き続き施設に配置する。  当該非常勤嘱託職員等の報酬等その他の身分の取扱いについては、現勤務実態を踏まえるととも、高松市非常勤嘱託職員等と不均衡が生じないようにする。</p>				
備考					

	部会名				教育
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24 - 24	24 - 24	該当なし	24 - 22	該当なし
協定項目	その他の事業 (青少年健全育成事業)	その他の事業 (青少年健全育成事業)	該当なし	その他の事業 (青少年健全育成事業)	該当なし
分類	青少年健全育成事業	青少年健全育成事業	該当なし	青少年健全育成事業	該当なし
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照				
各町の現況	資料2「市町の現況」参照	資料2「市町の現況」参照		資料2「市町の現況」参照	
調整案	高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 なお、塩江町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 なお、香川町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。		高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 なお、香南町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。	
対応策	高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 塩江町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。 なお、香川南地区少年育成協議会の組織等に変更の必要が生じた場合については、改めて協議する。	高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 香川町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。 なお、香川南地区少年育成協議会の組織等に変更の必要が生じた場合については、改めて協議する。		高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 香南町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。 なお、香川南地区少年育成協議会の組織等に変更の必要が生じた場合については、改めて協議する。	
調整結果	香川南地区少年育成協議会については、構成町(塩江町、香川町、香南町)の合併により、解散することから、塩江町地域における青少年健全育成事業及び不登校対策(適応指導教室事業)については、旧構成町地域を対象として、高松市において実施する。	香川南地区少年育成協議会については、構成町(塩江町、香川町、香南町)の合併により、解散することから、香川町地域における青少年健全育成事業及び不登校対策(適応指導教室事業)については、旧構成町地域を対象として、高松市において実施する。		香川南地区少年育成協議会については、構成町(塩江町、香川町、香南町)の合併により、解散することから、香南町地域における青少年健全育成事業及び不登校対策(適応指導教室事業)については、旧構成町地域を対象として、高松市において実施する。	
備考					

				部会名	市民
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会
協定項目番号	24-24	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
協定項目	その他の事業 (市・町民葬儀)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
分類	市・町民葬儀	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
高松市の現況	(種類・料金等) 斎場公園葬 A型 230,000円 B型 130,000円 1 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。 2 利用料金には、式場の使用料を含むものとする。 自宅葬・民営会館葬・寺院葬等 A型 230,000円 B型 130,000円 1 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。				
各町の現況	(種類・料金等) やすらぎ苑葬 120,000円 自宅葬・民営会館葬・寺院葬等 A型 230,000円 B型 130,000円 1 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。 2 町所有の霊柩車の使用については、「塩江町霊柩車使用規則」による。				
調整案	高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整する。				
対応策	高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整する。				
調整結果	高松市の制度に統一する。				
備考					

					部会名	市 民
	高松市・塩江町合併協議会	高松市・香川町合併協議会	高松市・国分寺町合併協議会	高松市・香南町合併協議会	高松市・庵治町合併協議会	
協定項目番号	24 - 24	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
協定項目	その他の事業 (市・町民葬儀)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
分類	葬斎場	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
高松市の現況	資料2「市町の現況」参照					
各町の現況	資料2「市町の現況」参照					
調整案	高松市の制度に統一する。 ただし、香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの变化を来さないことを基本に、合併時まで調整する。					
対応策	合併後において、塩江町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。 香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの变化を来さないことを基本に、合併時まで調整する。					
調整結果	高松市と香川南部葬斎場組合を構成する香川町、香南町との合併までの間、塩江町地域の住民が、高松市斎場の利用と同等の施設利用が可能となるよう、適切に措置する。					
備 考						

## 附属機関等の取扱い

	各町の附属機関等	調整結果
1	防災行政無線運営審議会(香川町)	合併時に廃止する。
2	苦情相談窓口及び苦情相談委員会(庵治町)	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
3	町情報化推進委員会(香川町)	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
4	放送番組審議会(塩江町)	高松市において、同様の附属機関等を設置する。
5	同報無線利用者協議会(香川町)	合併時に廃止する。
6	人権擁護審議会 (塩江町・香川町・国分寺町・香南町・庵治町)	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
7	隣保館運営審議会(国分寺町・香南町)	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
8	同和対策協議会(香南町)	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
9	女性会館運営委員会(国分寺町)	合併時に廃止する。
10	在宅介護支援センター運営協議会(香川町)	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
11	老人福祉センター運営審議会(塩江町) 老人福祉センター運営協議会(国分寺町)	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
12	児童育成運営協議会(香川町)	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
13	児童館等運営委員会(国分寺町) 児童館運営審議会(香南町)	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
14	介護老人保健施設運営委員会(国分寺町)	合併時に廃止する。
15	母子健康センター運営協議会(国分寺町)	合併時に廃止する。
16	病院運営審議会(塩江町) 病院運営協議会(香川町)	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
17	資源リサイクル事業対策協議会(国分寺町)	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
18	自然保護審議会(塩江町)	合併時に廃止する。
19	ゴルフ場環境保全協議会(香川町)	合併時に廃止する。
20	同和対策小規模事業融資審査委員会 (国分寺町・香南町)	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
21	自然休養村総合地域施設運営審議会(塩江町)	合併時に廃止する。
22	温泉水分譲審議会(塩江町)	高松市において、同様の附属機関等を設置する。
23	盆栽集出荷施設管理運営協議会(国分寺町)	高松市において、同様の附属機関等を設置する。

## 附属機関等の取扱い

	各町の附属機関等	調整結果
24	モーテル類似旅館規制審議会(国分寺町)	合併時に廃止する。
25	指名審査委員会(塩江町) 工事契約審査委員会(香川町・香南町) 工事請負等審査委員会(国分寺町) 指名委員会(庵治町)	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
26	交通安全対策協議会(香川町・国分寺町) 交通安全対策推進協議会(香南町)	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
27	久通港管理運営委員会(庵治町)	高松市において、同様の附属機関等を設置する。
28	町営住宅入居者選考委員会(香南町)	合併時に廃止する。
29	下水道事業運営審議会(塩江町)	合併時に廃止する。
30	簡易水道事業運営審議会(塩江町) 上水道運営協議会(香川町)	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
31	心身障害児就学指導委員会 (塩江町・国分寺町・庵治町)	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
32	学校給食運営審議会(塩江町) 学校給食運営委員会(香川町) 町立学校給食センター運営委員会(香南町) 学校給食センター運営委員会(庵治町)	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
33	総合体育館運営委員会(香川町)	合併時に廃止する。
34	勤労青少年ホーム運営委員会(国分寺町)	合併時に廃止する。
35	海洋センター運営委員会(国分寺町)	合併時に廃止する。
36	少年育成センター運営協議会(国分寺町・庵治町)	高松市の同種の附属機関等において、対応する。
37	歴史民俗郷土館運営協議会(香南町)	高松市において、同様の附属機関等を設置する。
38	美術館協議会(塩江町)	高松市において、同様の附属機関等を設置する。
39	農業労働力調整協議会(塩江町)	合併時に廃止する。